

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

登録教習機関 第78号
登録更新申請中

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転をするときに必要な資格です。
資格取得のための講習を開催いたしますので、この機会に資格取得をご検討頂けますようご案内いたします。

1. 開催日時及び会場

学科 日時 令和6年5月14日・15日
会場 秋田県産業技術センター
秋田市新屋町字砂奴寄4-11

実技 日時 令和6年5月16日
会場 株式会社佐藤海事
秋田市土崎港古川町字相染境14-9



2. 募集定員 30名 ◎ 定員になり次第締切となります。

3. 申込締切日 令和6年4月15日

4. 講習科目及び時間

5月14日		5月15日		5月16日	
受付	8:30～8:50	受付	8:30～9:00	合図受講者受付	7:00～7:15
オリエンテーション	8:50～9:00			合図の練習及び試験	7:15～8:25
小型移動式クレーンに関する知識	9:00～12:10	力学に関する知識	9:00～12:10	合図免除者受付	8:15～8:30
小型移動式クレーン取扱に関する知識		原動機及び電気に関する知識	13:00～16:10	オリエンテーション	8:30～8:40
ワイヤーロープに関する知識	13:00～16:10			実技講習	8:40～15:45
関係法令	16:15～17:15	学科修了試験	16:15～17:15	実技修了試験	15:55～17:30

※ 力学に関する知識が免除の方は2日目の9:00～12:10まで免除となります。
原動機・電気に関する知識が免除の方は2日目の13:00～16:10まで免除となります。

5. 申込方法

所定の申込書に記入し、6ヶ月以内に撮影した**写真1枚**(縦3.0cm×横2.4cm※背景無地・脱帽・色付眼鏡不可・裏面に氏名記入)及び**本人確認書類**(氏名・生年月日・現住所を確認できるもの)のコピーを添え当事務所へ郵送してください。

※ 電話・FAXでの予約・受付は、いたしておりませんのでご了承ください。

統合修了証について

当事務所が交付した他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習修了時に1枚のカードの修了証に無料でまとめる事が出来ます。
統合を希望するすべての修了証のコピーを申込時に添付し、修了証は広州初日に持参してください。

6. 講習科目の一部免除

科目免除を希望される方は、**それぞれの資格を証明する免許証または技能講習修了証の写しを申込時に添付**してください。**申込時点で確認できない場合は、全科目受講となりますので、ご了承ください。**

運転のために必要な力学に関する知識及び合図	① クレーン・デリック運転士免許または、揚貨装置運転士免許を取得した方 ② 床上操作式クレーン運転技能講習(特例含む)または、玉掛け技能講習を修了した方
原動機及び電気に関する知識	① 車輛系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した方【注】整地・運搬・積込・掘削は対象外 ② 建設機械施行技術検定(1級)に合格した方で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設基礎操作施工法を選択した方、または2級の技術検定で第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した方

7. 受講料・テキスト代(消費税込)・修了証郵送

○ 受講料 (1) 全科目受講者 35,200円
(2) 講習科目の1科目免除者 30,800円
(3) 講習科目の2科目免除者 27,500円

○ テキスト代 1,680円 【当協会会員 1,380円】

○ 修了証送付にしましては、請求書をもってお知らせいたします。

受講料等につきましては、前納となっておりますので請求書の期日までお振込をお願いいたします。
振込手数料は、お客様にてご負担をお願いします。

受講票は、請求書等と共に 4月17日頃発送予定です。

※ 振込後の受講料は、原則として返還出来ませんのでご注意ください。

8. その他

・ 事業所が建設業の場合、建設労働者雇用改善法に基づく『人材開発支援助成金』の対象となります。
希望される場合は、秋田労働局職業安定部018-883-0010へお問い合わせ下さい。
当所は受講した事を証明する機関ですので、必要書類を事業所で全て記入して頂き返信用の封筒を添付して下さい。

「秋田労働局長登録教習機関」第78号

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会** 秋田事務所
〒010-0001 秋田市中通二丁目4-19 商工中金・第一生命秋田ビル9階
電話 (018) 832-3542 FAX (018) 831-8386 E-Mail: akita@bcsa.or.jp